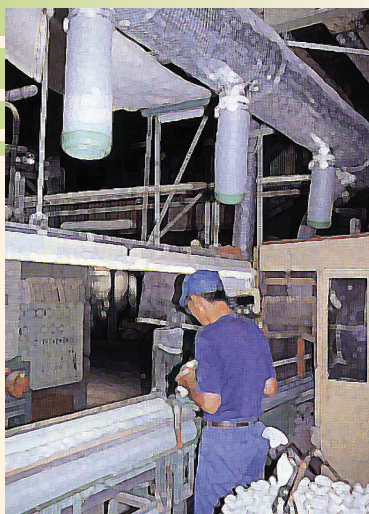
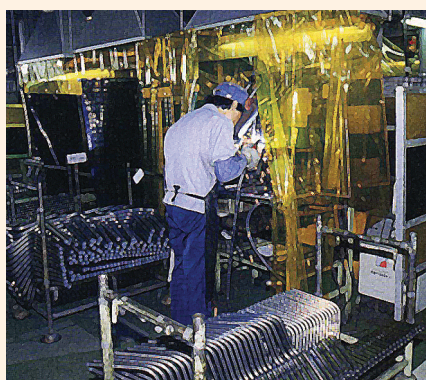


派遣労働者の 安全と健康の確保のために

今般、労働者派遣法が改正され、平成16年3月1日から製造業務への労働者派遣が可能となりました。



労働者派遣制度においては、派遣労働者とその雇用主である派遣元事業主ではなく、派遣先から指揮命令を受けて労働に従事するため、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置をはじめ、多くの労働安全衛生法上の責任を派遣先が負うこととなっています。

特に、製造業務では、他の業務に比べ、危険な機械や有害な化学物質を取り扱うことが多いため、派遣元・派遣先の事業主は、それぞれの責任に応じた労働安全衛生法上の措置を徹底する必要があります。

また、これらの措置を円滑に実施するためには、派遣元・派遣先の連絡調整等が重要となるため、今回の改正において、新たに連絡調整等を行う製造業務専門の責任者の選任等が義務付けられました。

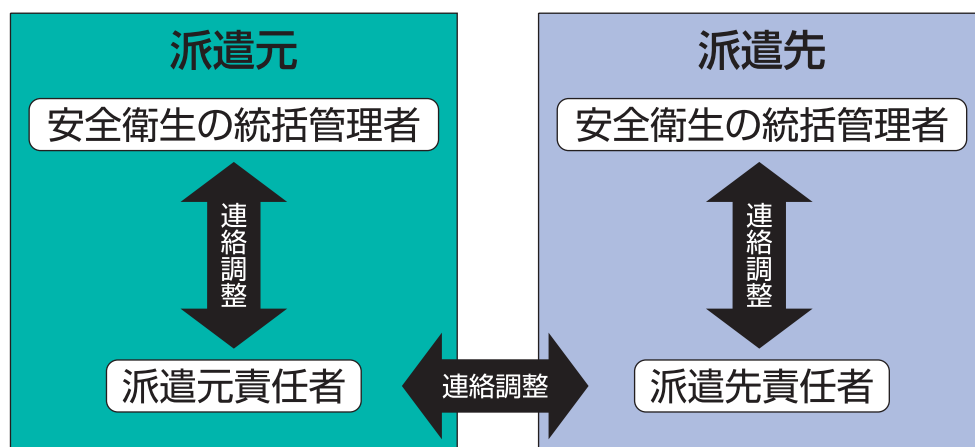
●改正労働者派遣法の概要●

〈派遣労働者の安全衛生確保に関する部分〉

(1) 派遣元・派遣先責任者の業務の追加

派遣元・派遣先責任者の業務に、派遣労働者の安全衛生に係る以下の業務が追加されました。

- ①派遣元責任者……派遣元において安全衛生を統括管理する者及び派遣先との連絡調整（労働者派遣法第36条第5号）
- ②派遣先責任者……派遣先において安全衛生を統括管理する者及び派遣元事業主との連絡調整（労働者派遣法第41条第4号）



(注)「安全衛生を統括管理する者」とは、総括安全衛生管理者又は安全管理者、衛生管理者が選任されている場合はその者をいい、それらの者が選任されていない小規模事業場では事業主自身をいいます。

(2) 製造業務専門の派遣元・派遣先責任者の選任

派遣元

製造業務に派遣をする派遣元事業主は、当該派遣労働者を専門に担当する派遣元責任者を選任しなければなりません。

原則として、製造業務に従事する派遣労働者が100人以下の場合は1人以上、100人を超え200人以下の場合は2人以上の者を選任し、以下同様に100人当たり1人以上を追加する必要があります。(労働者派遣法第36条、労働者派遣法施行規則第29条第3号)

派遣先

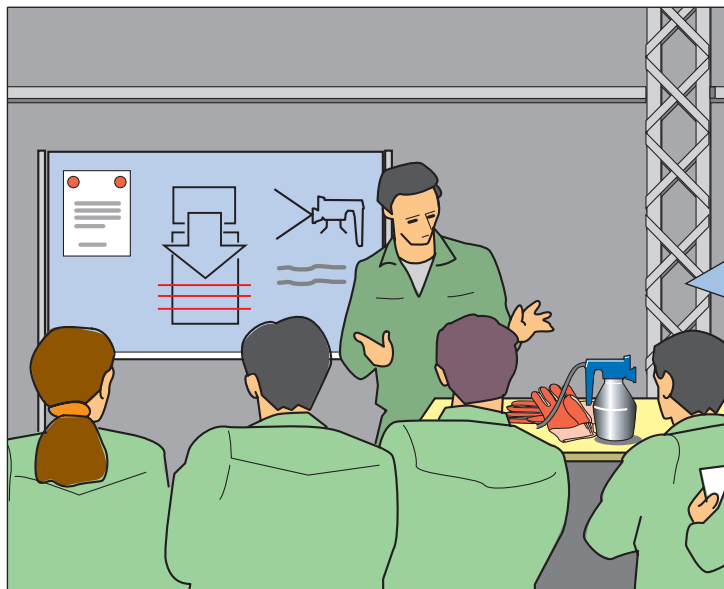
製造業務に50人を超える派遣労働者を従事させる派遣先は、当該派遣労働者を専門に担当する派遣先責任者を選任しなければなりません。

原則として、製造業務に従事する派遣労働者が50人を超え100人以下の場合は1人以上、100人を超え200人以下の場合2人以上の者を選任し、以下同様に100人当たり1人以上の者を追加する必要があります。(労働者派遣法第41条、労働者派遣法施行規則第34条第3号)

(3) 安全衛生に係る措置に関する派遣先の協力等

派遣先は、派遣元事業主から雇入れ時の安全衛生教育の委託の申し入れがある場合には可能な限りこれに応じるよう努める等、必要な協力や配慮を行わなければなりません。(派遣先が講ずべき措置に関する指針第2の17)

派遣元事業主が実施する雇入れ時安全衛生教育



派遣先からの協力の例

- ・教育カリキュラムの作成支援
 - ・講師の紹介、派遣
 - ・教育用テキストの提供
 - ・教育用の施設、機材の貸与
- など

労働者派遣契約の安全衛生に関する事項

労働者派遣契約には、派遣労働者の安全、衛生を確保するために必要な事項に関し就業条件を記載する必要があります。(労働者派遣法第26条第1項、労働者派遣事業関係業務取扱要領第7の2(1)イ(ハ)の⑥)

製造業における安全衛生に関する事項とその例

- (i) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項
 - ・危険有害業務の内容
 - ・使用する機械、器具その他の設備又は原材料の種類
 - ・危険又は健康障害を防止するための措置の内容
- (ii) 健康診断の実施等健康管理に関する事項
 - ・一般定期健康診断の実施に関する事項
 - ・特殊健康診断の実施に関する事項
- (iii) 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項
- (iv) 安全衛生教育に関する事項
 - ・派遣元で実施する安全衛生教育の内容等
 - ・派遣先で実施する安全衛生教育の内容等
- (v) 免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項
 - ・就業制限業務を行うための免許、技能講習の種類等
- (vi) 安全衛生管理体制に関する事項
 - ・派遣労働者の安全衛生についての管理体制
 - ・安全衛生管理に必要な事項の派遣労働者への周知に関する事項
- (vii) その他の事項
 - ・労働者死傷病報告の提出に関する事項
 - ・その他派遣労働者の安全、衛生を確保するために必要な事項

●派遣労働者の安全衛生対策の例●

金属製品の製造・加工の業務を行う工場における「プレス機械作業」、「有機溶剤を使用する塗装作業」における安全衛生対策の例を見てみましょう。

派遣元での対策

派遣先での対策

安全衛生管理体制

- ・ 総括安全衛生管理者
- ・ 安全管理者
- ・ 衛生管理者
- ・ 産業医
- ・ 安全委員会
- ・ 衛生委員会

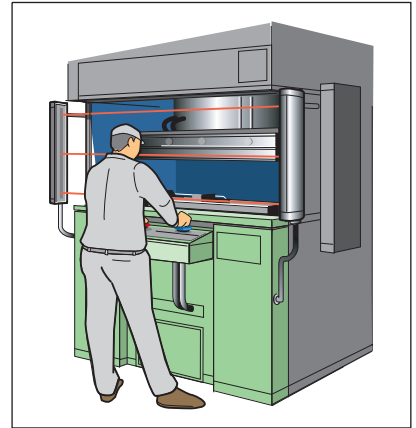
連絡調整

※派遣元・派遣先責任者を通じて連絡調整

危険又は健康障害を防止するための措置

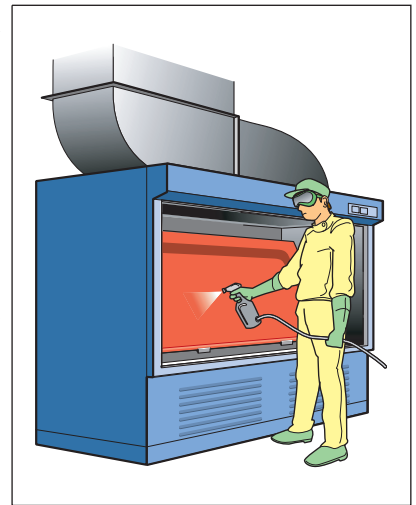
●プレス機械作業

- ・ プレスによるはさまれ災害を防止するための安全装置の設置
- ・ 強烈的な騒音を発する場合における防音保護具（耳栓）の支給



●有機溶剤を使用する塗装作業

- ・ 有機溶剤が人体に及ぼす作用、取扱い上の注意等に関する事項の掲示
- ・ 有機溶剤による中毒を防止するための局所排気装置等の設置、保護衣、保護手袋等の支給



作業環境管理

●有機溶剤を使用する塗装作業

- ・ 作業場の空気中の有機溶剤の濃度の測定（6か月に1回）
- ・ 測定結果に応じた必要な措置の実施

健康管理

●プレス機械作業、有機溶剤を使用する塗装作業

- ・ 「一般定期健康診断」の実施
- ・ 健康診断の結果、所見が認められた者に対する就業場所の変更、労働時間の短縮その他適切な措置の実施

●有機溶剤を使用する塗装作業

- ・ 「特殊健康診断」の実施
- ・ 健康診断の結果、所見が認められた者に対する就業場所の変更、労働時間の短縮その他適切な措置の実施

連絡調整

※健診の実施日や結果を踏まえた措置については派遣元・派遣先間で連絡調整

安全衛生教育

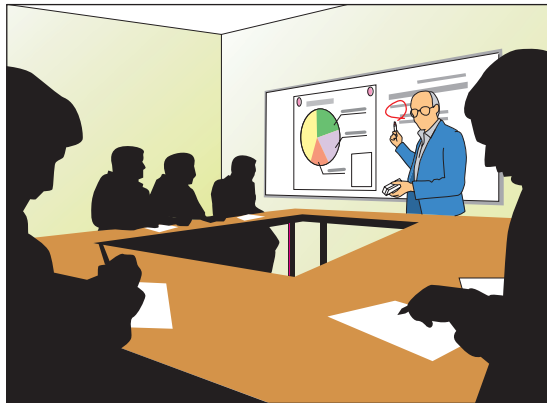
雇入れ時安全衛生教育

安全と衛生の基本事項について、雇入れ時（派遣前）に実施

●プレス機械作業、有機溶剤を使用する塗装作業

《実施内容の例》

- ・ 安全衛生のルール
- ・ 作業に対する心得
- ・ 作業服装・保護具
- ・ 整理・整頓・清潔の保持
- ・ 健康の保持
- ・ 関係法令 等



必要な
協力・配慮

作業内容変更時安全衛生教育

作業ごとに必要な事項について、作業内容変更時（派遣後）に実施

●プレス機械作業

《実施内容の例》

- ・ プレス機械の構造と機能
- ・ プレス機械の安全な取扱い
- ・ プレス機械の安全装置の取扱い
- ・ 防音保護具の取扱い
- ・ 作業手順、作業開始時点検
- ・ 異常発生時の措置 等

●有機溶剤を使用する塗装作業

《実施内容の例》

- ・ 塗装に使用する機械の危険性及び取扱い方法
- ・ 有機溶剤に関する有害性、取扱い方法
- ・ 排気装置又は呼吸用保護具等の性能及び取扱い方法
- ・ 作業手順、作業開始時点検
- ・ 異常発生時の措置 等

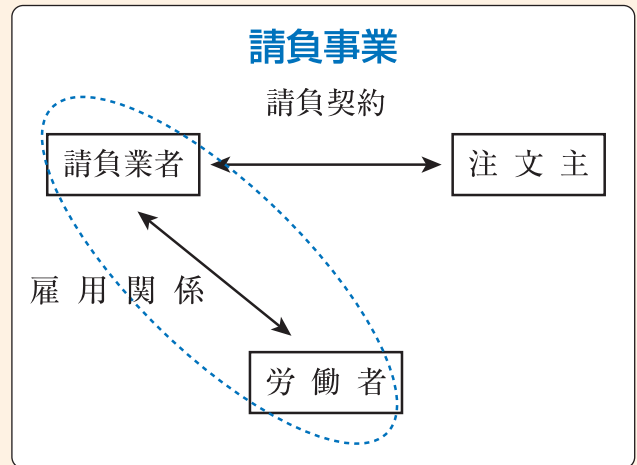
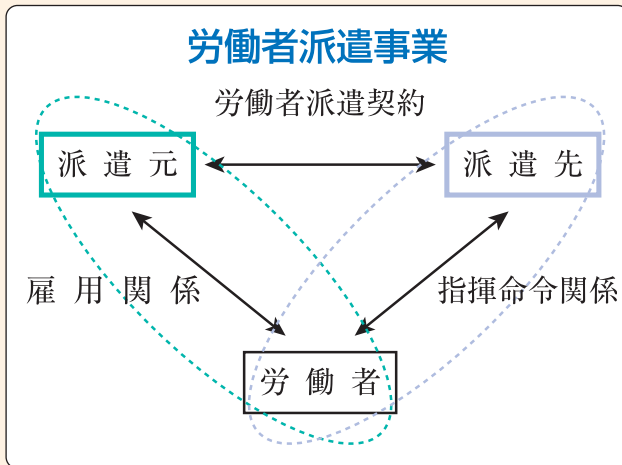
もし派遣労働者が派遣中に労働災害に被災してしまったら…

- ・ 派遣元・派遣先の事業者双方がそれぞれ右の労働者死傷病報告を作成し、所轄の労働基準監督署に提出しなければなりません。（労働安全衛生規則第97条）
- ・ 派遣先では、労働災害の発生原因を調査し、再発防止対策を講じる必要があります。（労働安全衛生法第10条第1項第4号）
労働災害の発生原因や再発防止対策は、安全委員会等で調査審議する事項です。（労働安全衛生法第17条第1項第2号及び第18条第1項第3号）
- ・ 派遣元では、被災した労働者が労災保険給付の手続を行うために必要な助力を行いましょう。（労災保険法施行規則第23条）

●労働者派遣事業と請負事業は異なります●

労働者派遣事業と請負事業との違いは、**請負事業では注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じない**という点にあります。

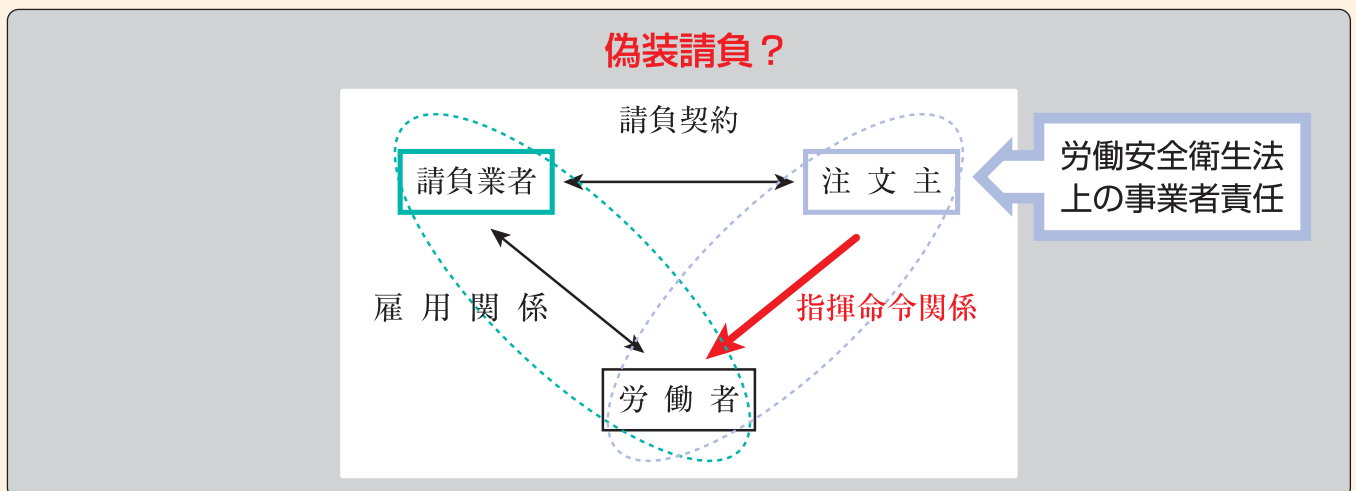
労働安全衛生法に基づく事業者の責任については、請負事業では原則として請負業者が負いますが、労働者派遣事業では原則として派遣元が負うだけでなく、**派遣先も責任を負う事項**があります。



労働安全衛生法上の事業者と労働者の関係

注文主と労働者との間に指揮命令関係がある場合には、**請負形式の契約により行われていても労働者派遣事業に該当**し、労働者派遣法の適用を受けます。この場合、労働安全衛生法に基づく事業者責任のうち、派遣先が責任を負う事項は、**注文主が負う**ことになります。

請負を偽装して労働者派遣事業を行ういわゆる偽装請負では、注文主も労働安全衛生法違反を問われる場合があります。



労働者派遣と請負の区分について、詳しくは、『労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）』を参照してください。

●労働安全衛生法等の適用●

派遣元が責任を負う事項

職場における安全衛生を確保する事業者の責務
事業者等の実施する労働災害の防止に関する措置に協力する労働者の責務
労働災害防止計画の実施に係る厚生労働大臣の勧告等
総括安全衛生管理者の選任等

衛生管理者の選任等
安全衛生推進者の選任等
産業医の選任等

衛生委員会
安全管理者等に対する教育等

安全衛生教育（雇入れ時、作業内容変更時）

危険有害業務従事者に対する教育

中高年齢者等についての配慮
事業者が行う安全衛生教育に対する国の援助

健康診断
（一般健康診断等、当該健康診断結果についての意見聴取）

健康診断（健康診断実施後の作業転換等の措置）
健康診断の結果通知
医師等による保健指導
医師による面接指導等

健康教育等
体育活動等についての便宜供与等

申告を理由とする不利益取扱禁止

報告等
法令の周知
書類の保存等
事業者が行う安全衛生施設の整備等に対する国の援助
疫学的調査等

派遣先が責任を負う事項

職場における安全衛生を確保する事業者の責務
事業者等の実施する労働災害の防止に関する措置に協力する労働者の責務

労働災害防止計画の実施に係る厚生労働大臣の勧告等
総括安全衛生管理者の選任等

安全管理者の選任等
衛生管理者の選任等
安全衛生推進者の選任等
産業医の選任等
作業主任者の選任等
統括安全衛生責任者の選任等
元方安全衛生管理者の選任等
店社安全衛生管理者の選任等

安全委員会
衛生委員会
安全管理者等に対する教育等
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

事業者の講ずべき措置
労働者の遵守すべき事項
事業者の行うべき調査等
元方事業者の講ずべき措置
特定元方事業者の講ずべき措置

定期自主検査
化学物質の有害性の調査
安全衛生教育（作業内容変更時、危険有害業務就業時）
職長教育

危険有害業務従事者に対する教育
就業制限
中高年齢者等についての配慮
事業者が行う安全衛生教育に対する国の援助

作業環境測定
作業環境測定の結果の評価等
作業の管理
作業時間の制限

健康診断
（有害な業務に係る健康診断等、当該健康診断結果についての意見聴取）
健康診断（健康診断実施後の作業転換等の措置）

病者の就業禁止
健康教育等
体育活動等についての便宜供与等
快適な職場環境の形成のための措置
安全衛生改善計画等
機械等の設置、移転に係る計画の届出、審査等
申告を理由とする不利益取扱禁止

使用停止命令等
報告等
法令の周知
書類の保存等
事業者が行う安全衛生施設の整備等に対する国の援助
疫学的調査等

このパンフレットに関するご質問は、最寄りの都道府県労働局、
労働基準監督署へお問い合わせください。